

消費者庁 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野								見解	補足資料
32	A 権限移譲	その他	特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要な人員・予算を含め府県域を超える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。	【提案にあたっての基本的な考え方】 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要な人員・予算も含め府県域を超える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。 （制度改正の必要性等） 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法による消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分（業務停止命令）を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このうち特定商取引法による広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要な人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	【提案にあたっての基本的な考え方】 経済産業局長が消費者庁長官の権限の委任を受けて行っている特定商取引法に係る広域的な消費者被害が生じている事案の調査、処分に関する事務について、必要な人員・予算も含め府県域を超える広域行政組織である関西広域連合へ移譲することを求める。 （制度改正の必要性等） 各府県・市町村の消費生活センターで消費生活相談を行い、このうち特定商取引法による消費者トラブルについては、同法に基づき、府県が調査、処分権限を有している。しかし、同法施行令第19条において、府県が処理する事務は府県の区域内の事案とされており、広域的な事案は消費者庁長官より委任を受けた経済産業局長が処理している。 府県が単独で、事業者の行政処分（業務停止命令）を行った場合、事業者は当該処分を受けた府県の区域以外での業務等は継続できる。このうち特定商取引法による広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要な人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。	特定商取引に関する法律 第68条、第69条 特定商取引に関する法律施行令 第19条	関西広域連合（共同提案） 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県 経済産業省内閣府（消費者庁）	【地方自治体による処分の効力の拡大について】 ○これまで特定商取引法に基づく都道府県知事の処分の効力は当該都道府県の区域内のみに及ぶ一方、主務大臣（経済産業局を含む。）が行う処分の効力は全国に効力が及ぶとされており、例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶものとされている。提案は、関西広域連合の処分の効力を関西広域連合に加えて府県の域外にも及ぼすことができるこれが前提となっているところ、提案について検討を行うに当たっては、現在の広域連合の制度上、そのようことが許容されるのか等の点が検討されることが必要なものと認識している。	【地方自治体による処分の効力の拡大について】 ○これまで特定商取引法に基づく都道府県知事の処分の効力は当該都道府県の区域内のみに及ぶ一方、主務大臣（経済産業局を含む。）が行う処分の効力は全国に効力が及ぶとされており、例えば、近畿経済産業局が行う処分の効力は全国に及ぶものとされている。提案は、関西広域連合の処分の効力を関西広域連合に加えて府県の域外にも及ぼすことができるこれが前提となっているところ、提案について検討を行うに当たっては、現在の広域連合の制度上、そのようことが許容されるのか等の点が検討されることが必要なものと認識している。	提案実現に向け、広域連合制度の所管省庁とも調整のうえ、ご検討願いたい。なお、平成22年12月28日の国出先機関の原則廢止に向けた閣議決定では、「出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。」とされていることから、国出先機関である経済産業局の当該事務が「広域連合の制度上、許容されない」とは言えないのではないかと考える。	
83	B 地方に対する規制緩和	その他	地方消費者行政活性化基金では、新規事業の開始時期に制限があり、また、事業毎に決められた活用期間内に事業を完了できず、事業実施に支障を生じていた。さらに事業毎に開始年度が異なつていてることもあり、当該基金の活用期間の問題が非常に煩雑であつた。今年度、同基金が交付金化され、その交付金額が定められているため、当該交付金の活用期限の延長について柔軟に対応できるよう要件を緩和すること。	【支障事例】 地方消費者行政推進交付金の活用について、新規事業が開始できる期間及び事業メニュー毎に活用期間が定められている。 消費者行政は、本格的取り組みが始まつばかりの行政分野であり、県内市町村では地方消費者行政活性化基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体にあっては、相談機能の充実の観点から、今後も相談員設置を進めていく必要があるが、小規模自治体において、予定されていた年度での相談員設置が遅れ事例が発生している。また、小規模自治体は単独設置よりも広域連携について模索しているものの、調整に時間を要しており、平成29年度において相談員設置ができない可能性がある。 また、基金から交付金となつたが、活用期限の要件は継続となり、そのことで一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持続的な体制を見据えた上で相談員を設置するためには自治体にによっては期限の設定は支障となる。加えて、相談員が複数、多様化する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えていく必要があるが、事業メニューの活用期限終了後は一律にすべて自主財源で賄わなければならず、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。 【制度改正の必要性】 期限を区切り自治体に設置を促す消費者庁の趣旨は理解できるが、特に開始期限については、平成29年度までに相談員を設置できない、またはその目途が立たなくなった場合、交付金額にならないため、相談員設置を諦める事を危惧している。 結果として消費者庁の意図（全国の自治体に設置）と矛盾することになるため、当該交付金の制限について柔軟に対応していただきたい。	【支障事例】 地方消費者行政活性化基金では、新規事業の開始時期に制限があり、また、事業毎に決められた活用期間内に事業を完了できず、事業実施に支障を生じていた。さらに事業毎に開始年度が異なつていてることもあり、当該基金の活用期間の問題が非常に煩雑であつた。今年度、同基金が交付金化され、その交付金額が定められているため、当該交付金の活用期限の延長について柔軟に対応できるよう要件を緩和すること。	地方消費者行政推進交付金交付要綱 内閣府（消費者庁） 九州地方知事会	○地方消費者行政推進交付金を活用できる期間及び新規事業を実施できる期間の設定は、「地方消費者行政強化作戦」に掲げられた政策目標の早期達成を促すためのものであり、活用期限の要件の緩和は困難である。	「地方消費者行政強化作戦」に掲げられた政策目標の早期達成を促すための期間を設定しているとの回答の趣旨は理解できる。 しかし、実際には、人材確保や財政状況、広域連携のための自治体間協議等に時間を使うなどの理由により、一部の小規模自治体において、意欲がありながらも期限に間に合わず交付金を活用できない事態が生じる可能性がある。こうした自治体では、更に体制整備が進めることになりかねない。 同作戦の趣旨は、どこに住んでいてどのくらい相談・教養を受けられ、消費者の安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指すものであることから、交付金を活用する自治体の規模、財政状況等、意欲がありながらも様々な事情で目標を達成できていない自治体に対して配慮し、活用期限の要件の緩和等の柔軟な対応をお願いしたい。			

消費者庁 最終的な調整結果

新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
			<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式による検討を求める。</p>	<p>【地方自治体による処分の効力の拡大について】 特定商取引法上、都道府県知事の処分権限は、当該都道府県の区域内に存在する法違反について処分するために都道府県の自治事務として認められている。一方、経済産業局の処分権限は、消費者庁の設置に伴い、特定商取引法の執行を消費者庁が一元的に行うこととされるとともに、消費者庁による行政処分等に際し、地方における当該事務に関して経済産業局が担うことができるよう、経済産業局長に権限委任されたものである。このため、同法の規定に基づく都道府県知事の処分の効力が当該都道府県の区域内のみに及ぶとされている一方で、経済産業局が行う処分等の効力は全国に及ぶとされているところである。</p> <p>同法の規定に基づく執行事務は、横断的観点からの法の企画立案(消費者保護の観点及び商取引一般の適正化の観点)と一体でなければならず、消費者庁による行政処分等に際し、経済産業局と密接に連携して取り組むことが必要である。</p> <p>なお、ご指摘の閣議決定(平成22年12月28日)は地方分権の一般的な基本方針を示したものであること、また、地方自治法上、広域連合が行う処分が一般的に企画立案及び実施とされていないことから、同法の規定に基づき経済産業局が行う当該事務を広域連合が行うことが制度上許容されることを認めているものではない。</p>	<p>4【消費者庁】 (1)特定商取引に関する法律(昭51 法57) 複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、内閣府消費者委員会特定商取引法専門調査会における議論を踏まえ、都道府県知事の行政処分の効力の在り方について検討し、平成28年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>
北上市、仙台市、福島県、千葉県、青梅市、町田市、横浜市、富山市、高岡市、大野市、伊東市、和泉市、兵庫県、奈良県、鳥取県、井原市、山陽小野田市、愛媛県、宇和島市、東温市、久留米市、大村市、宮崎市、延岡市	○相談機能の維持には相談員の複数体制が望ましいが、自主財源での運営は大変厳しく、また過去には県外に在住の相談員を雇用する等、相談員の確保も厳しい状況にある。さらに、相談員の高齢化は、将来的な不安材料となっており、相談員の維持、養成のため、交付金活用期限の延長について、柔軟に対応いただきたい。		<p>【全国知事会】 地方消費者行政推進交付金における使途の拡充や活用期間の延長、支出限度額の撤廃等制度の改善を図るべきである。 また、地方消費者行政活性化基金から地方消費者行政推進交付金に移行した影響を最小限にとどめるため、地方消費者行政活性化基金を柔軟に充当できるよう対応すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>「地方消費者行政強化作戦」に掲げられた政策目標の早期達成を促すため、地方消費者行政推進交付金を活用できる期間及び新規事業を実施できる期間を統一しており、地方公共団体においては、まずは目標の早期達成に向けて努力いただきたい。消費者庁としても引き続き、地域の実情及び消費者問題の動向等を踏まえつつ、地方消費者行政の充実・強化に向けて地方公共団体への支援を実施していく。</p>

消費者庁 最終的な調整結果

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野								見解	補足資料	
124	A 権限移譲	その他	食品表示法第15条の規定によるに権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	【制度改正の必要性】 食品表示法施行令により、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)に委任される指示・命令・監査等の権限を保健所を設置する市に移譲する。 【現状での支障事例】 食品表示法に基づく表示のうち、消費期限や栄養成分、アレルゲンの表示の指導・処分の権限は保健所政令市にあり、原産地や原材料の表示の指導・処分の権限は、都道府県及び指定都市(平成28年4月～)にある。 同じ食品の表示の中で、例えば、原産地とアレルゲンの表示に誤りがあった場合、表示した事業者が保健所政令市の事業者であれば、原産地は都道府県が、アレルゲンは市が調査し、その違反の程度に応じて、都道府県と市のそれぞれが、行政指導・処分を行わなければならぬ。 また、都道府県と市とのそれぞれが、指揮するか、処分までに至るか判断するため、同一食品について、どの判断がつかれる場合もありうる。 さらに、市内業者からの問い合わせ等も、対象事項によって都道府県にて対応できるものと対応できないものの(市の窓口を紹介)があり、疑義事案の資料提出、報告も都道府県と市でそれぞれにならざるを得なくなり、負担となる。	【制度改正の必要性】 食品表示法第15条の規定によるに権限の委任等に関する政令第5条～第7条の改正	食品表示法第15条 食品表示法第15条の規定によるに権限の委任等に関する政令第5条～第7条	内閣府(消費者厅)、農林水産省	岡山県	〇本提案については、政令改正を行わざとも、地方自治法に基づく事務処理特例制度により対応が可能であり、現に、岡山県を含む複数の県において、同制度を利用した保健所設置市への事務移譲が行われている。 〇一方で、個々の都道府県及び保健所設置市の実情を考慮せず、政令によって一律に措置を行うことは、執行力の低下を招く可能性も高いため、不適切であると考える。 〇本事務は、食品の産地偽装等に対して厳格な監視・取締りを行うことにより食品表示の適正化を図るものであり、食に関する消費者の信頼を確保する上で極めて重要な役割を果たすものであるところ、執行力が低下した場合、不適正な表示がなされた食品が当該市の区域を超えて県及び全国に広く流通し、消費者利益が大きき害されるという深刻な問題を生じさせるおそれがある点に十分に留意が必要である。 〇また、都道府県等は、1つの事業者が行ったそれぞれの表示事項に関して、指令公表のガイドラインに基づき、指揮か指導を判断することとなる。これまで旧法下においても、それぞれの機関において、問い合わせや行政指導がなされてきた経緯がある。御指摘の具体的な支障事例については、例えば連携調査の実施等、関係機関との連携により、十分に回避できる可能性もある。なお、表示事項によって執行担当が異なることに伴う課題は、一義的には、品質事項を担当する都道府県(及び指定都市)と、衛生及び保健事項を担当する保健所設置市が適切に連携を図ること等により対応されるものがあるが、自治体における対応が円滑に進まず混乱が生じるようなケースがあれば、個別に、食品表示に関する司令塔である消費者厅により調整(各地方自治体が単獨で対応することが困難な場合等にあっては、自ら調査・措置)が行われることとなる。	〇食品表示の基準等を一元化するという食品表示法制定の趣旨から考えると、同一の事業者、商品であっても表示項目の違い(品質事項と保健・衛生事項)により、異なる自治体へ監視・指導等の権限を委任する現在の政令には改善の余地があると思われる。 〇保健所政令市レベルであれば、執行力が低下する可能性は少ないと考えるが、一律の権限移譲に危惧があるなら、権限移譲の条件が整った都道府県の手掛け方によることも検討いただきたい。		

消費者庁 最終的な調整結果

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月22日閣議決定)記載内容
岩手県、神奈川県、岐阜県	<p>○食品表示法に基づく表示のうち、保健・衛生事項は保健所を設置する市が所管し、品質事項は県が所管しており、同一法のもとで一體的な執行体制を構築することができないが、この状態は、法の趣旨である「食品表示の基準が統一されることにより、相談受付や監視指導等について県民の視点でワンストップサービスに対応できる体制」に合致しておらず、制度的な移譲が必要となっている。</p> <p>具体的な事例)</p> <p>保健所設置市の朝市で販売されている食品の表示(米=生鮮食品)についての情報提供があり、県が米を扱う販売者を対象に説明会を実施し、表示の指導と普及啓発を行った。</p> <p>しかししながら、朝市では、生鮮食品のみならず、加工食品も扱っており、品質事項は県が、衛生事項は市が所管しているため、同一の業者に、県と市との二つの行政機関から指導されることになり、行政にとっても、業者にとっても、二重の対応を強いられている。</p>	<p>【全国知事会】 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手上げ方式による検討を求める。</p> <p>【全国市長会】 保健所設置市への移譲については、手上げ方式による移譲を検討すること</p>		<p>食品表示法の規定に基づく執行業務については、取締業務の実効性を確保していく観点から、これまで取締業務を担当してきた行政機関が、引き続き当該業務を担当する仕組みとしたところ。</p> <p>本提案については、政令改正を行わなくとも、地方自治法の規定に基づく事務処理特例制度により対応が可能であり、複数の県において、同制度を活用した保健所設置市への事務移譲が行われているところ、本制度は、御提案のあつた「手上げ方式」による権限移譲とともに、その趣旨が合致するものと認識。</p> <p>かつ、事務処理特例制度による食品表示に係る保健所設置市への事務移譲については複数県において取り組まれており、十分周知されているものと思われ、御提案については、適宜本制度の活用をお検討いただきたい。</p> <p>なお、食品表示法における事案の処理対応については、法施行前に開催された全国説明会や各ブロック監視協議会の場等を活用した消費者庁からの説明等を通じて周知を行っている。例えば事業者に係る食品安全連携事業者が複数の事項について違反をしているような場合には、関係機関が連携・協力して事案を処理する旨を説明し、周知しているところ。</p> <p>食品表示の適正な監視執行については、今後も必要に応じ各地方公共団体をフォローするなど、連携・協力して取り組んでまいりたい。</p>	<p>5【消費者庁】</p> <p>(1)食品表示法(平25 法70)(農林水産省と共管) 食品関連事業者に対する指示等の事務・権限については、より一體性かつ実効性のある今後の執行体制の構築に資するよう、関係機関の適切な連携・協力による具体的な手順を地方公共団体に周知するなど、平成28 年中に必要な支援を行う。あわせて、平成28 年度に施行される指定都市への移譲の状況、事務処理特例制度の運用状況及び平成31 年度までの食品表示基準(4条1項)に係る経過措置期間を踏まえつつ、保健所設置市を含む実施主体の在り方にについて検討し、平成32 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>